

亀岡市いじめ防止対策推進委員会 委員名簿

氏 名	所 属 団 体 名 等
野 澤 健	京都弁護士会
上 原 久 和	亀岡市医師会
塚 本 綏 佳 子	亀岡市保護司会
川 畑 隆	臨床心理士(京都学園大学 教授)
岡 本 裕 介	学識経験者(京都学園大学 教授)
多 胡 麻 衣	亀岡市PTA連絡協議会
杉 崎 功	京都府家庭支援総合センター

※順不同、敬称略

亀岡市いじめ防止対策推進委員会運営に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、亀岡市いじめ防止対策推進委員会条例（平成26年条例第18号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、亀岡市いじめ防止対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（傍聴者）

第2条 推進委員会の会議の傍聴者の定員は5人以内とする。

2 傍聴者は、亀岡市いじめ防止対策推進委員会委員長（以下「委員長」という。）の指示に従わなければならない。

（手続き）

第3条 推進委員会の傍聴を希望する者は、別紙様式1により申し出るものとする。

2 申し出の受付は、会議の15分前から先着順とする。ただし、その時点において希望者が、定員を超えている場合は、抽選で傍聴者を決定する。

（会議の公開等）

第4条 委員長は、推進委員会の会議について、会議の公開または非公開を亀岡市いじめ防止対策推進委員会委員（以下「委員」という。）に諮り決定する。

2 条例第2条第3号及び第4号に係る会議については、非公開とする。

3 第1項の規定に関わらず、委員長は、会議の内容が公開することが相応しくないと判断した場合は、非公開にできる。

附 則

この要領は、平成26年12月3日から施行する。

亀岡市いじめ防止対策推進委員会傍聴許可申請書

平成 年 月 日

亀岡市いじめ防止対策推進委員会委員長 様

	住 所
申請者	氏 名
	電話番号

下記により傍聴したいので許可願います。

記

傍 聴 理 由	
------------------	--

〇いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

目次

- 第1章 総則（第1条—第10条）
- 第2章 いじめ防止基本方針等（第11条—第14条）
- 第3章 基本的施策（第15条—第21条）
- 第4章 いじめの防止等に関する措置（第22条—第27条）
- 第5章 重大事態への対処（第28条—第33条）
- 第6章 雑則（第34条・第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その

他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第5条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第10条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第3章 基本的施策

（学校におけるいじめの防止）

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

（いじめの早期発見のための措置）

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第18条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

- 3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条第1項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第20条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第4章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第24条 学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第25条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第27条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第29条 国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第1項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第64条第1項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第31条 学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第32条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第12条第1項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特

別区域法第12条第10項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前2項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第1項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第13条第2項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第1項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第12条第1項」とあるのは「第13条第1項」と、第2項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、第3項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第12条第10項」とあるのは「第13条第3項において準用する同法第12条第10項」と、前項中「前2項」とあるのは「次項において準用する前2項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第33条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第6章 雑則

（学校評価における留意事項）

第34条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）

第35条 高等専門学校（学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

（検討）

第2条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議

(平成25年6月19日 衆議院文部科学委員会)

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- 二 教職員はいじめを受けた児童等を徹底して守り通す責務を有するものとして、いじめに係る研修の実施等により資質の向上を図ること。
- 三 本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。
- 四 いじめを受けた児童等の保護者に対する支援を行うに当たっては、必要に応じていじめ事案に関する適切な情報提供が行われるよう努めること。
- 五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。
- 六 いじめ事案への適切な対応を図るため、教育委員会制度の課題について検討を行うこと。
- 七 教職員による体罰は、児童等の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、体罰の禁止の徹底に向け、必要な対策を講ずること。

いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議

(平成25年6月20日 参議院文教科学委員会)

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- 二、いじめは学校種を問わず発生することから、専修学校など本法の対象とはならない学校種においても、それぞれの実情に応じて、いじめに対して適切な対策が講ぜられるよう努めること。
- 三、本法の運用に当たっては、いじめの被害者に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、いじめ防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意すること。
- 四、国がいじめ防止基本方針を策定するに当たっては、いじめ防止等の対策を実効的に行うようにするため、専門家等の意見を反映するよう留意するとともに、本法の施行状況について評価を行い、その結果及びいじめの情勢の推移等を踏まえ、適時適切の見直しその他必要な措置を講じること。
- 五、いじめの実態把握を行うに当たっては、必要に応じて質問票の使用や聴取り調査を行うこと等により、早期かつ効果的に発見できるよう留意すること。
- 六、本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。
- 七、いじめが起きた際の質問票を用いる等による調査の結果等について、いじめを受けた児童等の保護者と適切に共有されるよう、必要に応じて専門的な知識及び経験を有する者の意見を踏まえながら対応すること。
- 八、いじめには様々な要因があることに鑑み、第25条の運用に当たっては、懲戒を加える際にはこれまでどおり教育的配慮に十分に留意すること。

右決議する。

亀岡市いじめ防止対策推進委員会条例

平成 26 年 6 月 21 日

条例第 18 号

（設置）

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 7 1 号。以下「法」という。）第 14 条第 3 項の規定に基づき、本市が設置する学校におけるいじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、亀岡市いじめ防止対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 推進委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 教育委員会の諮問に応じ、亀岡市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的見地から審議を行うこと。
- (2) 本市が設置する学校において発生したいじめに関する通報や相談を受け、当事者間の関係の調整などにより問題の解決を図ること。
- (3) 本市が設置する学校からいじめ事案についての報告を受け、法第 24 条に基づき調査を行うこと。
- (4) 法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る調査を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

（組織）

第 3 条 推進委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

- 2 推進委員会は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識経験その他のいじめ防止に関する調査審議を行うために必要な知識経験を有する者のうちから、教育長が委嘱する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

3 委員長は、推進委員会を総理し、推進委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第7条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育長がこれを招集する。

2 推進委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 推進委員会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は、教育部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市いじめ防止基本方針

平成 2 6 年 5 月

亀岡市・亀岡市教育委員会

亀岡市いじめ防止基本方針目次

はじめに	1
第1章 いじめの防止等の基本的な事項	1
1 いじめの定義	1
2 いじめの態様	1
(1) 心理的苦痛	1
(2) 物理的苦痛	1
(3) 暴力的苦痛	2
3 いじめの防止等のための基本的な考え方	2
第2章 いじめの防止等のために亀岡市が実施する施策	2
1 いじめの防止等のための亀岡市・亀岡市教育委員会の組織	2
(1) 亀岡市いじめ問題対策連絡協議会の設置	2
(2) 亀岡市いじめ防止対策推進委員会の設置	3
(3) 亀岡市いじめ調査委員会の設置	3
2 いじめの防止等のための施策	3
(1) いじめの防止	3
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめへの対処	4
(4) 関係機関との連携	4
(5) 教職員の資質向上・研修の充実	4
第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策	4
1 学校いじめ防止基本方針の策定	4
2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	5
3 学校におけるいじめ防止等に関する措置	5
(1) いじめの防止	5
(2) いじめの早期発見	5
(3) いじめへの対処	5
(4) 地域や関係機関との連携	5
第4章 重大事態への対応	5
1 重大事態の報告	6
2 調査主体の決定	6
3 重大事態の調査	6
4 重大事態の再調査及び調査結果を踏まえた措置	6
第5章 その他いじめの防止等のための対策に関する事項	7
・資料：重大事態発生後の流れ（フロー図）	8

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

亀岡市では、生涯学習都市宣言に掲げる「人間の尊重」を基本として、平和と人権の根づくまちづくりを進めている。教育においても「ともに学び ともに育ち ともに生きる かめおか教育の創造」を基本理念とし、「人権尊重」をすべての教育の基盤に据え、これまでもいじめの防止と対策の取り組みを推進してきたところである。

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の施行を受け、亀岡市は、改めて、「いじめは決して許されない行為」であり、社会全体の課題であるとの認識のもと、児童生徒一人一人の人権をはじめ尊厳が尊重されるよう、学校・家庭・地域社会が連携し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）の対策を総合的かつ効果的に推進するため、「亀岡市いじめ防止基本方針」（以下「亀岡市基本方針」という。）を策定する。

第 1 章 いじめの防止等の基本的な事項

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（法第 2 条第 1 項）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、被害児童生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめには、多様な態様があることから、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

※ いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については、「国のいじめ防止等のための基本方針」（以下「国の基本方針」という。）を参照

2 いじめの態様

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

（１）心理的苦痛

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれにされる。集団による無視をされる
- ・ パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる

（２）物理的苦痛

- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 金品をたかられる

(3) 暴力的苦痛

- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

※ いじめ事象では、これらの態様が複合的に関係している場合がある。

3 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは決して許されない行為であり、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得る社会全体の課題であるとの認識のもと、児童生徒の一人一人が健やかに成長していくことができる、安全安心な社会を築いていく視点で取り組む。

- (1) すべての児童生徒がいじめをしない、また、いじめを知りながら放置する「傍観者」とならないため、いじめの問題への理解を深める教育・啓発の実施や、いじめが起こらない地域社会づくりに向けた関係者の継続的な取り組みなど、いじめの未然防止の観点が必要である。
- (2) いじめは、早期発見、早期対応が重要である。教職員をはじめ児童生徒に関わるすべての関係者が連携し、児童生徒の些細な変化やサインに気づき、いじめを認知し、対応していくことが大切である。また、児童生徒や保護者等が相談しやすい体制を整えるとともに、家庭・地域社会と連携し、児童生徒を見守ることが必要である。
- (3) いじめが起こっていることが確認された場合、又は、いじめが起こり得ると判断した場合は、学校は直ちに、被害児童生徒やいじめを通報した児童生徒の安全を確保したうえで、加害児童生徒に対して事情を確認し、適切に指導するなど迅速かつ組織的な対応をとることが必要である。また、家庭への連絡や教育委員会へ報告・相談を行い、必要に応じ関係機関と連携して対応する必要がある。
- (4) 亀岡市の教育が目指す子ども像「ほっかほか心 ふるさと大好き かめおかっ子」は、学校・家庭・地域社会のあたたかな見守りの中で育まれるものであり、子どもの成長には社会全体の連携が不可欠である。いじめの防止等について、様々な機会を活用し、共通理解や幅広い連携・協働の取り組みを行うとともに、いじめ事案の解決に当たっては、状況に応じ、関係機関等との緊密な連携が必要である。

第2章 いじめの防止等のために亀岡市が実施する施策

亀岡市（亀岡市教育委員会含む）は「亀岡市基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に推進するため、必要な財政上及びその他必要な措置を講ずるものとする。

1 いじめの防止等のための亀岡市・亀岡市教育委員会の組織

(1) 亀岡市いじめ問題対策連絡協議会の設置

亀岡市は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等の対策について関係機関、団体の連携を図るため、「亀岡市いじめ問題対策連絡協議

会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

連絡協議会は、京都府南丹教育局、京都府家庭支援総合センター、京都府警察（以下「警察」という。）等関係機関、学識経験者、学校、保護者代表、亀岡市、亀岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）等で構成する。

（２）亀岡市いじめ防止対策推進委員会の設置

教育委員会は、法第１４条第３項に基づき、連絡協議会との円滑な連携のもとに、いじめ防止等の対策を効果的に実施するため、教育委員会の附属機関として、条例により「亀岡市いじめ防止対策推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置する。

推進委員会は、「亀岡市基本方針」に基づいたいじめの防止等に係る調査研究等、有効な対策を検討するため、専門的見地から審議を行うほか、法第２８条第１項の重大事態の発生時における調査を行う。また、第三者機関としての機能を備えるため、弁護士、学識経験者、心理や福祉等の専門的知識や経験を有する者等で構成し、公平性や中立性を確保するよう努める。

（３）亀岡市いじめ調査委員会の設置

市長は、法第３０条第２項に基づき、市長の附属機関として、条例により「亀岡市いじめ調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置する。

教育委員会から法第２８条第１項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、その重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態発生防止に資するため必要があると認めるときは、教育委員会又は学校の調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

調査委員会は、弁護士、学識経験者、心理や福祉等の専門的知識や経験を有する者等関係者と特別な利害関係のない第三者で構成し、当該調査の公平性、中立性を確保する。

２ いじめの防止等のための施策

（１）いじめの防止

- ア 互いの個性や価値観の違いを正しく認め、自他の人格を尊重し合う豊かな感性と実践的態度の育成を図る。そのために、教育活動全体を通じての道德教育と人権教育の充実を図る。
- イ 全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、自己有用感や達成感、充実感などを得るための教育活動を支援する。
- ウ １１月をいじめ根絶月間と位置づけ、市民に対し、いじめの防止等に関する啓発を行う。また、１年を通し、様々な機会を通じて啓発に努める。
- エ ネット上のいじめに関係する問題については、京都府をはじめ関係機関と連携して、防止と適切な指導に努める。

(2) いじめの早期発見

- ア 定期的なアンケート調査や面談(教育相談等)を行うなど、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。
- イ いじめに関する相談や通報を受け付けるため、電話相談窓口となる「亀岡市サポートコール」の周知を行う。また、多様な相談窓口情報も周知し、関係機関等との連携を図る。
- ウ 地域で児童生徒のトラブルやいじめの疑いのある状況を発見した場合には、必ず学校に連絡するよう、地域住民に対して協力要請を行う。

(3) いじめへの対処

- ア 教育委員会は、いじめの発生について、学校からの報告を受けたときは、必要に応じて当該学校に対し指導・助言を行うとともに必要な措置を講ずることを指示する。また、当該報告事案について自ら必要な調査を行う。
- イ 亀岡市サポートコールや関係機関等への相談や通報に対しては、学校と連携し、問題の解決に向けて迅速かつ適切な措置等を講ずる。
- ウ 教育委員会は、いじめの状況が一定の限度を超える場合には、被害児童生徒等が安心して授業を受けられるよう、加害児童生徒の保護者に対して、必要な場合は速やかに出席停止の措置等を講ずる。
- エ 犯罪行為や重大な被害が生じる恐れがある場合は、警察等関係機関と連携して対応する。この場合は被害児童生徒等に配慮し、警察等関係機関への相談・通報等の対応を取るよう学校に対し指導・助言を行う。

(4) 関係機関との連携

- ア いじめの防止等について、地域と連携して指導と対応を推進できるよう地域の関係団体等に協力要請を行う。また、学校が行う情報発信について指導・助言を行う。
- イ 警察や医療機関、京都府家庭支援総合センター、法務局、人権擁護委員、民生委員児童委員等必要な専門機関といじめの防止等について連携を図る。

(5) 教職員の資質向上・研修の充実

- ア 教職員自らが人権感覚といじめの防止等に適切に対応できる指導力を身に付けるため、教職員を対象に定期的な研修・啓発を行う。
- イ ネット上のいじめに関係する問題について、迅速な対処及び適切な指導が行えるよう、教職員研修の充実を図る。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本方針や亀岡市基本方針を踏まえ、学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定する。学校基本方針では、いじめの防止等の基本的な方向や取り組みの内容等について定める。また、策定後は速やかに公表し、保護者、地域社会の理解と協力を得る。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

学校は、法第22条及び亀岡市基本方針を踏まえ、いじめの防止等の対策に取り組むため、「いじめの防止等のための対策組織」（以下「学校対策組織」という。）を設置する。

学校対策組織は、学校の管理職や生徒指導主任等複数の教職員等によって構成することを基本とし、学校の教育活動の企画運営に関わる「運営委員会」や生徒指導上の諸課題に対応する「生徒指導部会」等の組織を活用することも可能である。

また、必要に応じて、民生委員児童委員や主任児童委員、心理や福祉の専門家など外部の専門家の参加・助言を求める。

3 学校におけるいじめ防止等に関する措置

（1）いじめの防止

教育相談体制の強化と面談等を定期的実施するほか、人権教育、道徳教育の充実を図り、「いじめは絶対に許さない」という学校・学級づくりに取り組む。また、児童生徒自らがいじめの解消に取り組むよう、児童会・生徒会活動を活性化するなど環境整備を行う。さらに、家庭や地域社会に対し、いじめの防止等の啓発を実施する。

（2）いじめの早期発見

児童生徒の表情、態度、言葉遣い、持ち物、交友関係などをきめ細かく観察するとともに、個人ノートや連絡帳等を活用して児童生徒の理解に努める。また、児童生徒と共有できる空間と時間を確保して、いじめの兆候をいち早く把握し、早期発見につなぐ。

なお、被害児童生徒やいじめ情報を報告した児童生徒に対して、徹底的に守るという姿勢を明確に伝え、その対策を講ずる。

（3）いじめへの対処

いかなる場合でも被害児童生徒の側に立った指導を行い、「いじめられている側にも問題がある」という考えで指導してはならない。また、迅速で丁寧に取り組み、加害児童生徒に対しては厳しく適切な指導を行う。

（4）地域や関係機関との連携

学校基本方針に基づく取り組み等について、PTA、地域社会、関係機関に対し積極的に情報発信に努め、いじめの防止等について連携して取り組む。また、様々な機会に意見や情報の共有を図るものとする。

学校だけで解決することが困難と思われる場合は、警察や京都府家庭支援総合センター等の関係機関と積極的に連携を行う。

第4章 重大事態への対応

教育委員会又は学校は、いじめによる又はいじめの可能性のある行為等により、重大事態が発生した場合は、次のように対処する。

重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が*相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(法第28条第1項)

※ 上記の「相当の期間」の目安となる欠席日数は、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義より、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手するなど、対処しなければならない。

1 重大事態の報告

学校は、重大事態又はその疑いのある事態が発生した場合には、速やかに教育委員会を通じて、その内容を市長に報告する。

2 調査主体の決定

重大事態の調査は、学校又は教育委員会が実施するが、実施主体は、教育委員会が判断する。

3 重大事態の調査

- (1) 学校が行う調査は、学校対策組織を母体として、速やかに実施する。なお、教育委員会は、その調査について必要な指導や情報提供などの支援を行う。学校による調査では、当該の重大事態への指導と対応や同種の事態の発生の防止につながる結果が得られないと教育委員会が判断した場合や学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合は、附属機関の「推進委員会」によって調査を行う。
- (2) 教育委員会又は学校は、被害児童生徒やその保護者に対して、他の児童生徒や関係者の個人情報に十分配慮した上で、調査によって明らかになった事実関係の情報を適切に提供する。
- (3) 教育委員会又は学校は、調査結果について市長に報告する。その際、(2)の説明結果を踏まえ、被害児童生徒やその保護者が希望する場合は、被害児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。

4 重大事態の再調査及び再調査結果を踏まえた措置

- (1) 調査結果の報告を受けた市長は、その重大事態への指導と対応や同種の事態の発生の防止に資するため、再調査が必要であると認める場合、「調査委員会」による再調査を行うことができる。
- (2) 再調査を行ったときは、被害児童生徒やその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行う。

情報提供を行うに当たっては、被害児童生徒や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、情報発信時における個人のプライバシー等への配慮に十分留意する。

- (3) 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において当該調査に係る重大事態への対応のために、指導主事や専門家の派遣など必要な支援を行う。

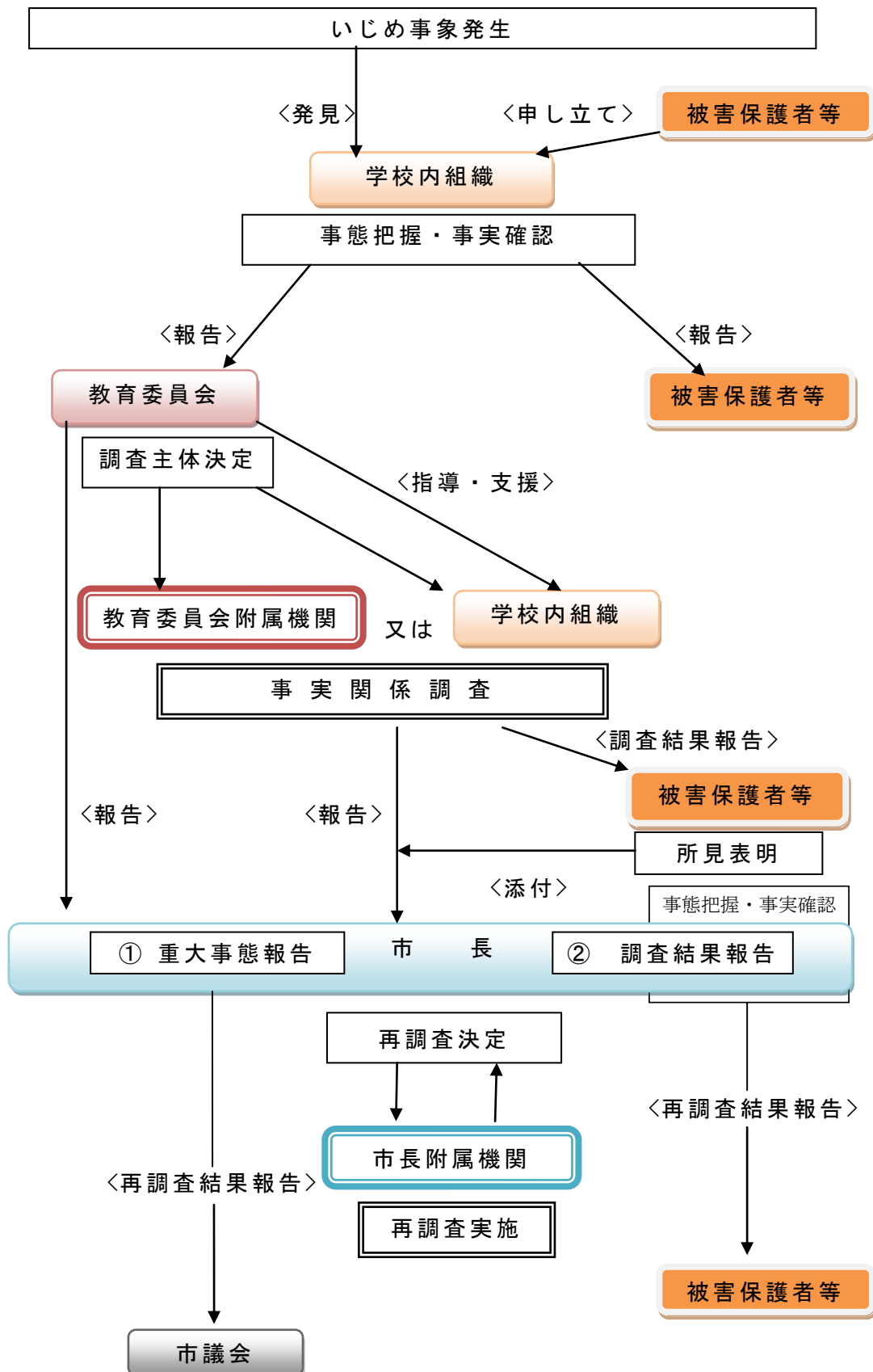
また、再調査を行ったときには、市長はその結果を市議会に報告する。
なお、個人情報等に対しては必要な配慮を行う。

第5章 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

亀岡市は、亀岡市基本方針の策定から3年の経過を目途として、国・府の動向も踏まえ、亀岡市基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、連絡協議会での議論を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

教育委員会は、学校基本方針について、それぞれの策定状況を確認するとともに、公表を指示するものとする。また、学校基本方針を見直した場合も同様とする。

重大事態発生後の流れ（フロー図）



平成26年度 亀岡市第1回目(7月20日まで)に実施)いじめ調査集計結果(京都府調査)

小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
在籍児童数	817	774	812	809	856	883	4951
調査児童数	813	770	809	803	850	877	4921

1段階

認知件数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	
男子	91	86	112	81	82	62	514	
女子	79	87	119	65	47	37	434	千人当たり
合計	170	173	231	146	129	99	948	192.6

解消件数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
男子	91	82	111	79	81	61	505
女子	78	87	117	61	42	36	421
合計	169	169	228	140	123	97	926

いじめの態様	件数
冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	607
仲間はずれ、集団による無視をされる。	198
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	258
ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする	141
金品をたかられる。	40
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	82
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	167
パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	4
その他	57

2段階

認知件数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	
男子	0	4	1	2	1	1	9	
女子	1	0	2	4	5	1	13	
合計	1	4	3	6	6	2	22	4.4

解消件数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
男子	0	0	0	1	0	0	1
女子	0	0	1	2	0	0	3
合計	0	0	1	3	0	0	4

継続指導	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
男子	0	4	1	1	1	1	8
女子	1	0	1	2	5	1	10
合計	1	4	2	3	6	2	18

いじめの態様	件数
冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	15
仲間はずれ、集団による無視をされる。	6
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	6
ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする	1
金品をたかられる。	
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	1
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	
パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	
その他	1

中学校

	1年	2年	3年	合計
在籍生徒数	859	857	877	2593
調査生徒数	853	836	844	2533

1段階

認知件数	1年	2年	3年	合計	
男子	65	27	8	100	
女子	34	22	8	64	
合計	99	49	16	164	64.7

解消件数	1年	2年	3年	合計
男子	62	23	5	90
女子	34	20	7	61
合計	96	43	12	151

いじめの態様	件数
冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	101
仲間はずれ、集団による無視をされる。	12
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	38
ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする	13
金品をたかられる。	0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	12
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	12
パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	8
その他	11

2段階

認知件数	1年	2年	3年	合計	
男子	3	4	3	10	
女子	0	2	1	3	
合計	3	6	4	13	5.1

解消件数	1年	2年	3年	合計
男子	3	3	3	9
女子	0	1	1	2
合計	3	4	4	11

継続指導	1年	2年	3年	合計
男子	0	1	0	1
女子	0	1	0	1
合計	0	2	0	2

いじめの態様	件数
冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	11
仲間はずれ、集団による無視をされる。	1
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	4
ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする	0
金品をたかられる。	0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	1
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	0
パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	0
その他	1

1 調査結果は次の3段階で集計する。

- ・ 1段階：児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
- ・ 2段階：1段階の中で教職員が組織的・継続的に指導や経過観察の必要がある状況にあるもの。
- ・ 3段階：①2段階の中で、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの
②2段階の中で、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。

2 集計には、アンケート調査等で把握したもの他に、教職員が日常的に把握したものを含むものとする。

トップページ
TOP PAGE

学校教育目標
POLICY

学校便り/ガイドブック
NEWS FROM SCHOOL

安心・安全教育
ISS

曽我部ニュース
NEWS

電話でのお問い合わせはTEL.0771-22-0603
〒621-0022 京都府亀岡市曽我部町南条荒水代

1

安心・安全教育 ISS(International safe)

ISS認証に向けて/ISSニュース

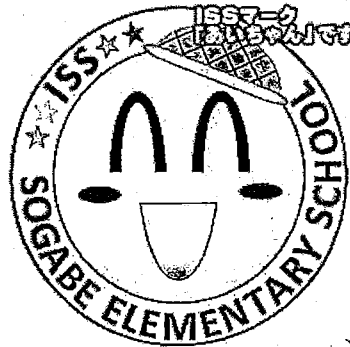
ISS(インターナショナル・セーフスクール)とは
(体及び心の) ケガ及びその原因となる事故、いじめ、暴力を予防することによって、安全で健やかな学校や保育所づくりを進める活動です。

曽我部小学校は、平成25年9月6日にISS認証取得宣言を行いました。

▶ISSニュース

●5月号 ●6月号 ●7月号

●夏休み号 ●9月号



ISS憲章/ISSの歌

▶ISS憲章

こんな学校にしたいという子どもたちの思いが詰まった憲章です。集会の時には全校でこの憲章を読み、みんなで確認し合っています。

▶ISSの歌

「いのち 輝かそう」

子どもたちで作詞し、教師で曲をつけました。

“やさしい心で
仲間と笑顔つくろう
いっしょに心の
花をはぐくみ
みんなの命を輝かそう

太陽のように
明るく元気に生きよう
どんな時にも 力合わせて
みんながそばにいるから”

Information

亀岡市立曽我部小学校
〒621-0022
京都府亀岡市曽我部町南条荒水代1

TEL.0771-22-0603
FAX.0771-22-0660



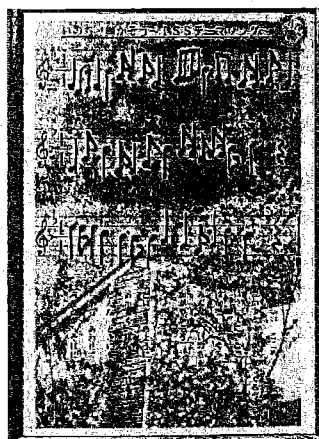
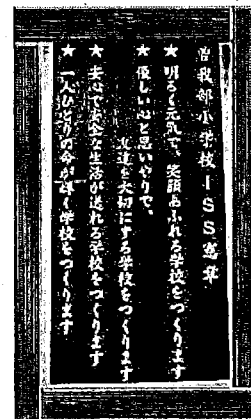
曽我部小学校マップ

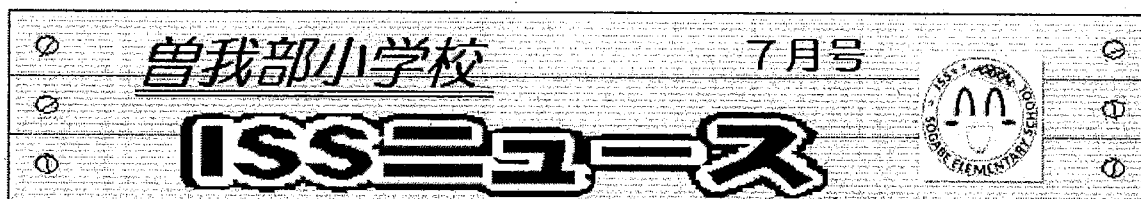
平成27年

ISS認証をめざしています。



ISSのページへ





私たちは、自分たちの力で、いじめのない笑顔あふれる曽我部小学校をつくります。

6月24日「いじめ防止フォーラム」を開催しました。代表委員会や各学年の取組の発表、PTA、地域の方々のお話、祖母井さんの講演を通して、一人一人が優しい気持ちで相手を思いやり、助け合うことの大切さを学びました。地域、PTAの方々とともに確認し合った「曽我部小学校いじめ防止宣言」を守っていけるよう全校みんなで力を合わせていきたいと思います。

曽我部小学校 いじめ防止宣言

- 一、やさしい言葉や、思いやりのある言葉を伝え合い、みんなと仲良くします。
- 二、喜びや悲しみを分かち合い、みんなで助け合います。
- 三、人を傷つける行動を決して許さず、困った時にはみんなで解決します。

だれもが、安心安全な学校生活を送り、自分の命を輝かせることは、曽我部小学校の目標です。これから、いろいろな取組を進め、インターナショナル・セーフスクール（ISS）として、みんなから認められる学校にしていきたいと思います。ISS憲章にかかげる四つの柱は、いじめをしない、させない、ゆるさない学校を作るためにも必要なことです。

しかし、実際には、友達を傷つけたり、傷つける言葉を言ったりと、同じ時間を一緒に過ごす仲間を傷つけてしまうことがあります。いじめとは、その人の心や体を傷つける行為であり、その人の人生に大きな影響を与えるものです。だからこそ、決して許されない、許してはいけない行為です。

今日、わたしたちは、いじめの問題を自分自身のこととして、何ができるのかを真剣に考えました。これからは、お互いを思いやり、全校児童が仲良く、楽しく過ごせる学校を作っていくために、三つのことを大切にしていきます。

わたしたちは、自分たちの力で、いじめのない、笑顔あふれる曽我部小学校をつくらせていきたいと思っています。

平成26年6月24日

曽我部小学校児童会

【1年生】

もっともっとみんなで遊んで、みんなで勉強して、もっともっとなかのよい1年生になります。

【2年生】

うれしい言葉でいっぱいにして、ぜったいいじめない、いじめをとめて、ぜったいなくします。

【3年生】

けんかをしてもすぐあやまれる、何でも助け合い、いじめのない、にぎやかで楽しいクラスにします。

各クラスのいじめ防止宣言



【4年生】

ありがとうの言えるクラスにして、優しい気持ちで、笑顔あふれる学校を目指します。

【5年生】

どんな言葉も態度も自分で責任を持ち、自分の思いをきちんと表現し相手に丁寧に伝える。納得いくまで話し合い、一人一人を尊重します。

【6年生】

曽我部小の先頭に立っていじめを許さず、みんなで協力し合える思いやりの心を持った最高学年になります。

平成26年度 取組状況

基本方針3ページの第2章の2（1）いじめの防止において、11月をいじめ根絶月間と位置づけていることから、次の取組を行いました。

1 研修会

日時：平成26年4月30日（水）午後3時～4時45分

場所：ガレリアかめおかコンベンションホール

内容：亀岡市立小・中学校の教職員を対象に教育講演会を実施

「いじめの防止・早期対応と学校・教師の役割」と題し

独立行政法人国立教育研究所 生徒指導・進路指導研究センター

総括研究官 滝 充 先生に講演いただいた。

2 啓発用懸垂幕の掲出

期間：平成26年11月7日～26日

内容：平成26年度人権啓発作品「メッセージの部」から掲載及び

「11月はいじめ防止啓発強化月間」をアピール

3 啓発物品の配布

日時：平成26年11月16日（日）午前10時～正午

場所：ガレリアかめおかロビーギャラリー（コンベンションホール前）

内容：ヒューマンフェスタ2014／ゆう・あいフォーラム2014会場の一角にブースを設け、啓発ポスターの掲示やリーフレット、標語シールを張ったハンカチタオルを来場者に配布した。



市町(組合)教委対象(京都市を除く)
平成26年8月末現在の状況

[illegible]